

第1回 外国人にわかりやすい地図表現検討会

日時：平成26年6月24日（火） 15：00～17：00

場所：九段第二合同庁舎 8階 地震予知連絡会大会議室

議事次第

1. 開会

2. 主催者挨拶

3. 委員の紹介

4. 委員長挨拶

5. 資料説明および討議

（1）「外国人にわかりやすい地図表現検討会」の設置について

（2）検討会のスケジュールについて

（3）地図における地名の多言語表記について

（4）外国人にわかりやすい地図記号について

6. その他

7. 閉会

会議資料

外国人にわかりやすい地図表現検討会委員名簿

資料1 …… 「外国人にわかりやすい地図表現検討会」の設置について

資料2 …… 検討会のスケジュール案

資料3 …… 地図における地名の多言語表記について

資料4 …… 外国人にわかりやすい地図記号について

＜参考資料1＞ 観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン
（平成26年3月 国土交通省観光庁）

＜参考資料2＞ 道路の案内標識の英語による表示に関する告示
（国土交通省告示第327号）

＜参考資料3＞ 地名集日本（平成19年8月 日本国政府：一部抜粋）

＜参考資料4＞ 島名の英語表記の統一について（国土地理院ホームページ）

「外国人にわかりやすい地図表現検討会」の設置について

1. 設置目的

- ・ 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催や観光立国実現の対応のため、訪日外国人旅行者の円滑な移動や快適な滞在のための環境整備の一環として、地図の多言語対応を図るとともに、外国人にも理解できる地図記号を設定することが必要である。
- ・ 国や地方公共団体の一部においては、多言語対応の検討や実施が既に進められている。
- ・ このような状況を踏まえ、国土地理院では、関係機関等の取組と連携しつつ、外国人にわかりやすい地図を作成するための標準を作成するため、有識者検討会を設置し、地図等における地名の多言語による表記方法や外国人が直感的に理解しやすい地図記号の検討を進める。
- ・ 検討結果は、国土地理院が外国語版の地図や地名集を作成する際に使用するほか、広く周知し、民間の地図にも活用を促進することにより、外国人にわかりやすい地図の普及を進めていく。
- ・ なお、本取組は、平成 26 年 6 月 17 日に観光立国推進閣僚会議（主宰：内閣総理大臣）で決定された「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014」にも位置づけられている。

（「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014」の抜粋）

5. 外国人旅行者の受入環境整備

（1）多言語対応の改善・強化

＜外国人旅行者に分かりやすい地図・ナビゲーション＞

外国人に分かりやすい地図を作成するため、多言語による地名の表記方法や外国人にも理解しやすい地図記号等について標準を作成して、民間の地図への活用を促進し、その普及を進める。

2. 検討内容

①地名の多言語表記方法

- ・対象言語（英語、・・・）、対象地名の検討
- ・多言語表記方法の検討（一般ルールと例外）

②外国語版地図における地図記号の検討

- ・外国人がよく行くと思われる場所、便利な場所、緊急時に頼れる場所など、外国人に必要な地図記号を対象に、理解しやすい地図記号デザインを検討
例：ホテル、レストラン、ショッピングセンター、観光案内所、コンビニエンスストア、病院、交番など

③居住地名の標準的な表示方法の検討

- ・外国人になじみのない、特に都市域における街区単位の住居表示について、スポット検索を容易にする方法を検討

④成果の普及方策の検討

3. 主な成果

①「地図における地名の多言語表記ガイドライン」（仮称）

地名を地図上で外国語で表す場合の、標準的な方法を定めたもの
（筑波山は「Mt.Tukuba」か「Mt.Tsukubasan」か、
Mt.のピリオドは省略するかなど）。

②「外国語版地図における標準地図記号集」（仮称）

外国人に分かりやすい地図記号の標準的なデザイン等を定めたもの。
（取得基準等についても必要性を検討）

検討会のスケジュール案

26 年度

6 月 24 日 第 1 回検討会

- ・基本方針等について議論
- ・地名の英語表記方法を議論
- ・外国人に必要な地図記号を議論

8 月頃まで 主要な自然地名（山、川など）等を収録した英語版地名集案を作成、照会

9 月頃 第 2 回検討会

- ・地名の英語表記方法の取りまとめ
- ・地図記号案（ホテル、レストラン等）を検討

秋 「地図における地名の英語表記ガイドライン」及び英語版地名集の公開
「500 万分 1 日本とその周辺」の英語版刊行

12 月頃 第 3 回検討会

- ・地図記号案（全体）を検討
- ・居住地名の標準的な表示方法の検討
- ・成果の普及方策の検討

2 月頃 第 4 回検討会

- ・全体とりまとめ

年度内 「外国語版地図における標準地図記号集」の公開

27 年度以降

- ・「100 万分 1 日本」の英語版刊行（27 年度）
- ・100 万分 1 より大きい縮尺の英語版地図の刊行又はインターネット公開（27 年度以降）
- ・必要に応じて、他言語の表記方法を検討
- ・地図利用方法の検討

地図における地名の多言語表記について

（１）基本方針

- ①地図の利用者にとっては、現地の標識や案内表示の表記と地図の表記が整合していることが重要である。標識や案内表示等については、関係機関で多言語表記の方法が検討されており、法令やガイドラインなど既存の取組を踏まえて、地図の表記の検討を行う。

既存の取組の例：

- ・観光庁「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成 26 年 3 月）（→参考資料 1）（以下、「観光庁ガイドライン」）
- ・「道路の案内標識の英語による表示に関する告示」（平成 26 年 3 月）（→参考資料 2）

- ②地図の限られたスペースや見やすさの関係で、必要に応じて、地形や種類を表す部分の略称（川を Riv.、島を Is. など）の使用や、省略（線の色や太さ、地図記号との併用により誤解が無い場合）も考えられるため、多言語表記の際に考慮に入れる。

（２）対象言語について

26 年度は、英語表記の検討を進める。その他の言語については、必要に応じて 27 年度以降に検討する。

（理由）

観光庁ガイドラインにおいても英語が基本であり、中国語や韓国語など他の言語については必要に応じて対応することとされている。

（３）対象地名について

地理院の地図、民間の地図に関わらず、地図に記載される地名（自然地名、居住地名）、施設名などの全般を対象とする。

（４）英語表記方法について

標準的な英語表記ルールと例外をまとめる。また、ルール等に基づく主要な地名（自然地名、行政名）を集録した英語版地名集を作成する。

英語表記ルールは、以下の①～⑧の考え方に基づき定める。

①観光庁ガイドラインの以下の考え方を踏襲する。

①-1 地名や施設名の表音のローマ字表記のうち地形や種別を表す部分 (yama、kawa、Koen など) を削除した上で、その地形や種類の英語表記を付与することを基本とする。

例：富士山 Mt.Fuji、石狩川 Ishikari River、日比谷公園 Hibiya Park

①-2 ただし、地形や種別を表す部分を削除した残りの部分だけでは意味をなさない場合や、全体が不可分の固有名詞として広く認識されている場合には、全体の表音のローマ字表記に加えて、地形や種別の英語表記を付与する。

例：月山 Mt.Gassan、荒川 Arakawa River、東大寺 Todaiji Temple

②ローマ字表記の方法についてはヘボン式を採用する。(→別紙)

(理由) 地図、海図などの地図以外にも、道路、鉄道、航空、旅券など、様々な分野でヘボン式が利用されている。観光庁ガイドラインでもヘボン式が採用。

③表音のローマ字表記を行うにあたり、地名が「地名集日本」又は国土地理院の地名データベースに記載されている場合、その読み仮名のローマ字表記を採用する。ただし、半角スペースで分かち書きされている場合は、後ろの大文字を小文字にしてつなげて使用する。

例：富士山は Fuji San (地名集日本の表記) →Fujisan (表音のローマ字表記)
→Mt.Fuji (英語表記)

【地名集日本】(→参考資料3)

国際連合地名標準化会議の決議に基づき、日本国政府(国土地理院及び海上保安庁)が、我が国の行政、居住、自然、海底地形等の標準化された地名情報を総合的にまとめたもの。経度・緯度及び地名の表記(漢字、読み仮名、読み仮名のローマ字表記)等を含む、約3,900件の地名を集録。

④島名は、政府の「領土・主権をめぐる内外発信に関する総合調整会議」で取りまとめられた島名の英語表記の統一の考え方(→参考資料4)に基づき、表記を行う。ここでは、島名全体を不可分の固有名詞と考え、その表音のローマ字表記に加えて、島の英語表記である Island を付与することとしている(①-2の表記方法)。ただし、条約等において既に表記されている島名はその名称を使用することとしている。

例：大島 Oshima Island、三宅島 Miyakejima Island (通常の島名の例)

国後島 Kunashiri Island、竹島 Takeshima、魚釣島 Uoturi Island (条約等において既に表記されている島名の例)

備考1 島名は観光庁ガイドラインに例示はされていない。

備考2 島は語尾が島、岩、瀬など様々であるとともに、大島、新島など2文字の島や、「島」の前に「ガ」「ヶ」「ノ」「之」「ツ」「ッ」などが付く島も多く、①-2のように、全体を不可分の固有名詞として考えることが妥当。

⑤地名が①-1 と①-2 の表記方法のどちらに該当するかは以下の考え方による。

- ⑤-1 諸島・群島・列島、山脈、山地・連山・高地、高原、台地、丘陵、湿原、平野・原野、盆地、半島、湾など、複数の対象を総称する又は広域を対象とする地名の場合は、①-1 の表記方法をとる。

例：伊豆諸島 Izu Islands、奥羽山脈 Ou Mountain Range

備考 観光庁ガイドラインでは東京湾 Tokyo Bay を①-1 の例として記載。

なお、語尾が山や島などの単数形で、総称名として扱う場合は、地形や種別を表す部分の英語は単数形とする。

例：阿蘇山 Mt.Aso、肥前鳥島 Hizentorishima Island

- ⑤-2 広く使用されている場合は①-1 の表記方法をとる。

例：富士山 Mt.Fuji、筑波山 Mt.Tsukuba、阿蘇山 Mt.Aso、
信濃川 Shinano River、隅田川 Sumida River、琵琶湖 Lake Biwa

- ⑤-3 カタカナ＋地形や種別を表す語で表記されている場合は①-1 の表記方法をとる。

例：パンケ山 Mt.Panke、サロベツ川 Sarobetsu River、サロマ湖 Lake Saroma

- ⑤-4 通常と異なる形の語尾の場合の表記方法は、①-2 の表記方法をとる。

例：穂高岳 Mt.Hotakadake、大観峰 Mt.Taikanbo、安家森 Mt.Akkamori、
霞ヶ浦 Lake Kasumigaura、印旛沼 Lake Inbanuma

備考 観光庁ガイドラインでは、山、湖について、語尾が山、湖の例を記載。

- ⑤-5 大きさや位置関係（大中小、東西南北）、色（白黒赤など）、状態・性質（新、荒）などで地形や種別を表す部分を修飾（説明）している場合や「ノ」「ヶ」などでつながっている場合や、地形や種別を表す部分を省略すると発音ができない場合は、①-2 の表記方法を取る。

例：大山 Mt.Daisen、Mt.Oyama、東山 Mt.Higashiyama、月山 Mt.Gassan、
昭和新山 Mt.Showashinzan、中川 Nakagawa River、
荒川 Arakawa River、西湖 Lake Saiko、坊ノ岬 Cape Bonomisaki

- ⑤-6 上記に該当しない場合には、①-2 を基本とする。

- ⑥地形や種別を表す部分の英訳は観光庁ガイドラインに記載されているものはそれによる。観光庁ガイドラインに記載されていないものは、新たに定める。

観光庁ガイドラインに記載されていない例：

諸島・群島・列島 Islands、山脈 Mountain range、山地・連山・高地 Mountains、
高原 Highland、台地 Plateau、湿原 Marsh、平野 Plain、盆地 Basin、海峡 Strait

備考 観光庁ガイドラインには、自然地名（山、川、湖、島、岬、峠、半島など）や居住地名（県、市、区、町、丁目など）、公共施設（通り、橋、高速道路、空港、鉄道、港、県庁、市役所、郵便局、病院、学校など）、観光関連施設（公園、城、寺、神社、温泉など）の英訳が含まれている。

備考 「道路の案内標識の英語による表示に関する告示」に示されている英訳はすべて観光庁ガイドラインに含まれている。

⑦管理者が定款等で既に外国語表記を規定している場合については、必ずしも上記のルールによらなくてもよい。

例：国立科学博物館：National Museum of Nature and Science

帝国ホテル：Imperial Hotel

東京大学：The University of Tokyo

⑧縮尺などに応じ、地形や種別を表す部分の英訳は省略形を用いることができる。

例：River→Riv. Island→Is. Bridge→Brg. University→Univ.
Building→Bld.、Bldg.

ヘボン式ローマ字のつづり方

(※「地名集日本」から抜粋)

あ	い	う	え	お			
a	i	u	e	o			
か	き	く	け	こ	きや	きゅ	きよ
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
さ	し	す	せ	そ	しゃ	しゅ	しよ
sa	shi	su	se	so	sha	shu	sho
た	ち	つ	て	と	ちゃ	ちゅ	ちよ
ta	chi	tsu	te	to	cha	chu	cho
な	に	ぬ	ね	の	にや	にゅ	によ
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
は	ひ	ふ	へ	ほ	ひや	ひゅ	ひよ
ha	hi	fu	he	ho	hya	hyu	hyo
ま	み	む	め	も	みや	みゅ	みよ
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
や		ゆ		よ			
ya		yu		yo			
ら	り	る	れ	ろ	りや	りゅ	りよ
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
わ				を			
wa				o			
ん	っ						
n	(注-2)(3)参照						
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ぎや	ぎゅ	ぎよ
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	じゃ	じゅ	じよ
za	ji	zu	ze	zo	ja	ju	jo
だ	ぢ	づ	で	ど	ぢや	ぢゅ	ぢよ
da	(ji)	(zu)	de	do	(ja)	(ju)	(jo)
ば	び	ぶ	べ	ぼ	びや	びゅ	びよ
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	ぴや	ぴゅ	ぴよ
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

(注-1)

1行目・・・平仮名

2行目・・・内閣告示の中の第二表のうち、ヘボン式に相当するローマ字

() は重出を表す。

(注-2)

表Aのほかは、おおむね次の各項による。(一部内閣告示と異なる)

(1) はねる音「ん」は、全てnと書く。

(2) はねる音をあらわすnと、次に来る母音字またはyを切り離す必要がある場合には、nの次にハイフンを入れる。

(3) つまる音は、次の音節の最初の子音字を重ねて表す。ただし、次にch音がくる場合にはcを重ねずtを用いる。

(4) 長音を表す記号は省略する。

外国人にわかりやすい地図記号について

1. 外国人に必要な地図記号

外国人に必要な地図記号として、以下の①～③に類型化される。なお、スタジアムや遊園地など大きい対象物は注記で対応できると考えられる。

①外国人がよく行くと思われる場所

ホテル、レストラン、デパート/ショッピングセンター、寺、神社、博物館・美術館、教会、モスク、トイレ、空港、駅、バス停、フェリー乗り場

②便利な場所

観光案内所、インターネット/Wifi スポット、郵便局、銀行（ATM）、コンビニエンスストア

③緊急時に頼れる場所

大使館、病院、警察署（交番）、避難所、学校

2. 海外出版社による日本の地図における地図記号

海外出版社による日本の地図は、外国人にとってわかりやすい地図記号を使用していると考えられる。そこで、複数の地図において上記 1. の地図記号がどのように表記されているかを確認した。

3. 地図記号のデザインにあたっての留意点

- ・ピクトグラムなど、看板等に記載されているデザインとなるべく整合が取れていたほうがわかりやすい。
- ・ただし、地図の縮尺によっては、大きい記号を配置すると下が見えなくなってしまうため、なるべくシンプルなものにする必要がある。